

平成27年度第1回さいたま市総合教育会議

次 第

日時 平成27年6月4日（木）
午後4時30分から
場所 さいたま市役所2階特別会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育委員会委員長挨拶

4 議 題

(1) さいたま市総合教育会議の運営について

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定の
考え方について

5 その他

6 閉 会

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1 さいたま市総合教育会議の運営について
- ・ 資料2 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の考え方について
- ・ さいたま市総合振興計画書「2020さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」

さいたま市総合教育会議の運営について

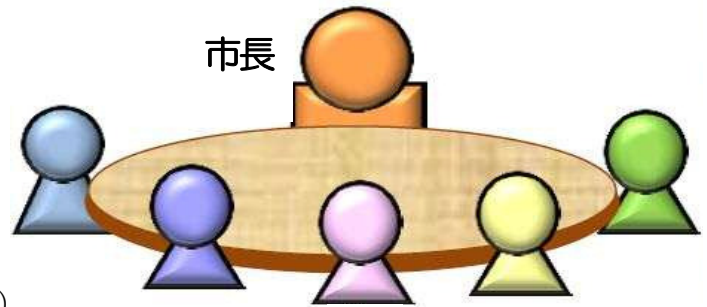
【目的】

教育に関する予算の編成・執行や条例提案などの権限を有する市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

【概要】

- 市長が設置
- 構成員は市長と教育委員会
(必要に応じ、有識者等から意見聴取可能)
- 市長が招集
(教育委員会側が招集を求めることも可能)
- 執行機関同士の対等な協議・調整の場
- 協議・調整事項は次のとおり
 - ① 大綱の策定に関する協議
 - ② 教育の条件整備等重点的に講ずべき施策に関する協議
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
 - ④ ①から③までの事項に関する市長及び教育委員会の事務の調整

総合教育会議



教育委員会 (委員長、委員、教育長)

【大綱の概要】

- 市長が、政府の「教育の振興に関する施策についての基本的な方針」(政府の教育振興基本計画の一部)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの (詳細な施策について策定することを求められるものではない。)
- 大綱の策定、変更にあたっては、あらかじめ総合教育会議における協議が必要。

- 事務調整結果を尊重義務
- 会議は原則公開
- 議事録の作成・公表を努力義務
- 運営上の必要事項は総合教育会議が定める (※別紙 要綱、要領案)

【スケジュール (予定)】

年2回 (7月頃、2月頃) 程度

さいたま市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（会議の主宰）

第3条 会議は、市長が主宰する。

（構成員等以外の出席者）

第4条 法第1条の4第2項に規定する構成員及び同条第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者のほか、市長が必要と認めた市職員は、会議に出席することができる。

（傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、会議を傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録の作成及び公表）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした部分にあっては、公表しないことができる。

（議事録の記載事項）

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

（庶務）

第8条 会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

さいたま市総合教育会議傍聴人要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 市長は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

（退場）

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

受付番号_____

傍聴券

さいたま市総合教育会議（平成 年 月 日開催分）

さいたま市長

注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。

2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の 大綱の策定の考え方について

1 基本的な考え方

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)は、総合振興計画(基本構想・基本計画)の体系をベースとして作成することとする。

2 理由

- ① 本市の教育行政を総合的・計画的に推進するビジョンの基本構想は、総合振興計画基本構想を受けており、計画の体系として整合が図れていること。(総合振興計画を上位計画として策定)
- ② 大綱は、教育分野にとどまらず学術及び文化の振興に関する総合的施策を対象としていること。
- ③ 総合振興計画後期基本計画は、平成 25 年度に市議会の議決を得て策定され、近年の市民ニーズ等を取り入れたものであること。

これらを勘案すると、国の教育振興基本計画を参酌して策定しているビジョンとの整合が図れ、教育だけにとどまらず文化芸術の施策も包括的に取り込んだ総合振興計画(基本構想・基本計画)の体系をベースとすることが望ましい。

- ※ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ※ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。

「2020さいたま希望のまちプラン」の構成と「(仮称)さいたま市教育大綱」の位置づけ

